



平成21年 5月20日

各 位

会社名 株式会社ぐるなび  
代表者名 代表取締役社長 久保 征一郎  
(コード番号：2440 東証第一部)  
問合せ先 常務取締役管理本部長 香月 壯一  
(TEL：03-3215-8818)

## 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成21年5月20日開催の取締役会において、定款の一部変更の議案を、平成21年6月19日開催予定の第20回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 変更の目的

「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成16年法律第88号、以下「決済合理化法」といいます。)の施行による株券電子化に伴い、現行定款のうち、株券、実質株主及び実質株主名簿に関する規定について、条文及び文言の削除、修正等所要の変更を行うとともに、株券喪失登録簿に関する経過措置につき、所要の規定を附則に設けるものです。なお、現行定款第7条につきましては、決済合理化法附則第6条第1項に基づき、平成21年1月5日の同法施行日を効力発生日として定款の定めを廃止する定款変更の決議をしたものとみなされております。

#### 2. 変更の日程

定款変更のための株主総会開催日 平成21年6月19日(予定)  
定款変更の効力発生日 平成21年6月19日(予定)

#### 3. 変更の内容

変更の内容は次のとおりです。(変更箇所は下線で示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
(株券の発行) <u>第7条</u> 当社は、株式に係る株券を発行する。	(削除)
<u>第8条</u> (条文省略)	<u>第7条</u> (現行どおり)
(株主名簿管理人) <u>第9条</u> 当社は、株主名簿管理人を置く。 2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場 所は取締役会の決議により定める。	(株主名簿管理人) <u>第8条</u> 当社は、株主名簿管理人を置く。 2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場 所は取締役会の決議により定める。

現 行 定 款	変 更 案
<p>3. 当社の株主名簿（<u>実質株主名簿を含む。以下同じ。</u>）、<u>新株予約権原簿および株券喪失登録簿</u>の作成ならびに備置きその他の株主名簿、<u>新株予約権原簿および株券喪失登録簿</u>に関する事務はこれを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。</p> <p>（株式取扱規則）  第10条 当社が発行する株券の種類ならびに株式および新株予約権に関する取扱い、株主（<u>実質株主を含む。以下同じ。</u>）の権利行使に際しての手続き等および手数料については、取締役会において定める株式取扱規則による。</p> <p>第11条～第40条（条文省略）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p>	<p>3. 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務はこれを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。</p> <p>（株式取扱規則）  第9条 当社が発行する株式および新株予約権に関する取扱い、株主の権利行使に際しての手続き等および手数料については、取締役会において定める株式取扱規則による。</p> <p>第10条～第39条（現行どおり）</p> <p>附 則</p> <p>第1条 当社の株券喪失登録簿の作成および備置きその他の株券喪失登録簿に関する事務はこれを株主名簿管理人に委託し、<u>当社においては取扱わない。</u></p> <p>第2条 当社の株券喪失登録簿への記載または記録は、<u>法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</u></p> <p>第3条 本附則第1条ないし本条は、平成22年1月5日まで有効とし、平成22年1月6日をもってこれを削除する。</p>

以 上